

富山県電気機械器具製造業最低工賃の改正決定に係る関係家内労働者及び関係委託者の意見聴取に関する公示

富山地方労働審議会一般公示第 88 号

富山地方労働審議会は、富山県電気機械器具製造業最低工賃の改正決定について調査審議を行うに当たり、家内労働法（昭和 45 年法律第 60 号）第 11 条第 1 項の規定に基づき、意見を聴取するので、富山県の区域内の関係家内労働者又はこれに委託をする委託者であって意見を述べようとする者は、その意見を別紙様式により令和 7 年 12 月 22 日までに、富山地方労働審議会（富山市神通本町 1 丁目 5 番 5 号、富山労働局労働基準部賃金室内）あて提出されたい。

令和 7 年 12 月 8 日

富山地方労働審議会

会長 森口 毅彦



別紙様式

意 見 書

令和7年12月8日貴会が家内労働法第11条第1項の規定に基づき公示した富山県電気機械器具製造業最低工賃の改正決定について、下記のとおり意見を提出する。

記

令和 年 月 日

提出者

住 所

氏 名

職 業

富山地方労働審議会

会長 森口 毅彦 殿